

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件新旧対照条文  
 農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和四十六年三月二日農林省告示  
 第三百四十六号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>三 法第二条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に流出し、又は飛散した場合に予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合は、法第三条第一項第六号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>四（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法第二条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 当該種類の農薬が次の要件のすべてを満たす場合は、法第三条第一項第六号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。ただし、当該種類の農薬が水田において使用されないものその他その使用方法等からみて特に安全と認められるものである場合は、同号に掲げる場合に該当しないものとする。</p> <p>イ 半数致死濃度（こいを使用した生物試験方法における当該種類の農薬の四十八時間の半数致死濃度をいう。以下同じ。）が〇・一PPM以下であること。ただし、当該種類の農薬の有効成分の十アール当たりの使用量が〇・一キログラムをこえるものにあつては、その半数致死濃度をPPMで表わした数値をその十アール当たりの使用キログラム数で除した数値が一以下であること。</p> <p>ロ 当該種類の農薬のこいに対する毒性の消失日数がその通常の使用状態に近い条件における試験において七日以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p>

イ 当該地点より上流の流域面積が概ね百平方キロメートルであること。

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあつては概ね五百ヘクタール、畑地等にあつては概ね七百五十ヘクタールであること。